

綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十八号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 五月三〇日

同 二〇年 二月 五日

同 二六年 二月 五日

(未施行。その内容は本会のウェブサイトに掲載)

第一章 通則

(定義)

第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 弁護士法をいう。
- 二 連合会 日本弁護士連合会をいう。
- 三 対象弁護士等 綱紀審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。
- 四 対象弁護士 綱紀審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士をいう。
- 五 対象弁護士法人 綱紀審査の対象となる事案につき

- 1 -

懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。

六 原弁護士会 綱紀審査申出人が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

(綱紀審査会の招集)

第二条 綱紀審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

(除斥)

第三条 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族に関する事案及び原弁護士会又は連合会の綱紀委員会において関与した事案の審査から除斥される。

2 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族が弁護士法人の社員又は使用人である弁護士であるときは、当該弁護士法人に関する事案の審査から除斥される。

(忌避)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 綱紀審査会は、前項の規定による申立てに対し、速やかに、決定しなければならない。

- 2 -

(回避)

第五条 委員又は委員を代理する予備委員は、前条第一項の場合には、回避することができる。

(事務局)

第六条 綱紀審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人及び事務局員若干人を置く。

3 連合会の事務総長は、職員(弁護士である職員を含む。)のうちから、事務局員を指名する。

4 事務局長は、弁護士である事務局員のうちから、連合会の会長が指名する。

5 事務局長は、事務局を総理する。

6 事務局員は、委員長の命を受けて、綱紀審査会に関する庶務をつかさどる。

7 前三条の規定は、事務局員に準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員、予備委員及び事務局員は、綱紀審査会の審査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(綱紀審査会の議事の非公開)

第八条 綱紀審査会の議事は、公開しない。

(議事録)

第九条 綱紀審査会を開催したときは、議事録を作成し、

出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならぬ。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

(文書の送達)

第十条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱の書留郵便によつて行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他前項の規定によることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載してこれをなすものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過したときにその文書の送達があつたものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十一条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀審査会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててす

る。

2 前項の場合を除き、対象弁護士、その代理人である弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀審査会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(弁護士法人に対する文書の送達等)

第十二条 弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は綱紀審査会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3 前二項の場合を除き、弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。

(弁護士法人の変更等の届出)

第十三条 対象弁護士法人は、弁護士法人規程第七条から第十条までに規定する届出をするときは、その旨を綱紀審査会に届け出なければならない。

(代理人)

第十四条 対象弁護士等は、弁護士又は弁護士法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人は、その社員又は使用人である弁護士のうちから代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下本条において同じ。)、事務所及び所属弁護士会の名称を綱紀審査会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも同様とする。

3 対象弁護士等の代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人(弁護士法人は、一弁護士法人を一人とする。)以上あるときは、そのうちの一人の弁護士又は弁護士法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象弁護士等は、代理人又は主任代理人を選任したときは、その氏名又は名称、事務所(弁護士法人にあつては主たる法律事務所の名称及び所在地)及び所属弁護士

会の名称を綱紀審査会に届け出なければならぬ。代理人又は主任代理人を解任したときも同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長、副会長、事務総長、事務次長及びその他の職員

二 連合会の懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 連合会の綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 かつて前号に規定する者のいずれかとして当該事案の審査又は調査に参与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の調査に参与した者  
(費用の負担)

第十五条 連合会は、綱紀審査会の審査又は調査囑託に基づき調査に要した費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させることができる。ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項に規定する決定をするときは、あらかじめ、綱紀審査会の意見を聴かなければならない。

## 第二章 綱紀審査の申出及び審査

(綱紀審査の申出の方法)

第十六条 法第六十四条の三第一項の規定による綱紀審査の申出は、綱紀審査申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

(綱紀審査申出書の記載事項)

第十七条 綱紀審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀審査申出人の氏名及び年令又は名称並びに住所  
二 弁護士に対する懲戒の請求に係る綱紀審査の申出にあつては、当該弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもつて足りる。)及び原弁護士会の名称

三 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る綱紀審査の申出にあつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所 of 名称及び所在地並びに原弁護士会の名称

四 懲戒の請求をした年月日

五 連合会がした懲戒請求者からの異議の申出を棄却又は却下する旨の決定の通知を受けた年月日

六 綱紀審査の申出の趣旨及び理由

七 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第四十八条第五項の規定による教示の有無及びその内容

八 綱紀審査の申出の年月日

2 綱紀審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、綱紀審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。

3 綱紀審査申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を提出しなければならない。

(綱紀審査申出人代表)

第十七条の二 複数の懲戒請求者が共同して綱紀審査の申出をしたときは、全員の協議により綱紀審査申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、綱紀審査会に、綱紀審査申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならない。綱紀審査申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。

2 前項の規定による綱紀審査申出人代表の届出がないときは、綱紀審査会は、綱紀審査申出人代表一人を指定することができる。綱紀審査申出人代表を解任した旨の届出があった場合において、新たに綱紀審査申出人代表の届出がないときも、同様とする。

3 前二項の規定により、綱紀審査申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、綱紀審査申出人に対する文

- 9 -

書の送付及び通知は、綱紀審査申出人代表に宛ててすれば足りる。

(審査申出期間後の綱紀審査の申出)

第十八条 綱紀審査の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、法第六十四条の三第二項に規定する期間の経過後もすることができる。

2 前項の規定による綱紀審査の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内になければならない。

(誤った教示による綱紀審査の申出)

第十九条 連合会が誤つて法第六十四条の三第二項に規定する期間よりも長い期間を綱紀審査の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に綱紀審査の申出がなされたときは、当該綱紀審査の申出は、同項に規定する期間内になされたものとみなす。

(弁護士会に対する記録の提出請求)

第二十条 連合会は、綱紀審査の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなけ

- 10 -

ればならない。

(綱紀審査会に対する審査の請求)

第二十一条 連合会は、法第六十四条の三第一項の規定による綱紀審査の申出があつたときは、速やかに、綱紀審査会にその事案の審査を求めなければならない。

(綱紀審査開始の通知)

第二十二条 連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めたときは、速やかに、綱紀審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、原弁護士会及び綱紀審査申出人に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する綱紀審査開始通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀審査会に綱紀審査を求めたこと。

二 綱紀審査の申出の内容(綱紀審査申出書の副本又は謄本を添付することをもつて代えることができる。)

三 綱紀審査会から陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならないこと。

四 第十四条第一項に規定する代理人の選任ができること。

五 第二十六条に規定する書面による意見の提出ができること。

- 11 -

ること。

六 第二十七条第一項に規定する書類の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する綱紀審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に規定する事項を記載しなければならない。

4 綱紀審査申出人に対する綱紀審査開始通知書には、第二項第一号に規定する事項を記載しなければならない。

(補正及び補正しない場合の却下等)

第二十三条 綱紀審査会は、綱紀審査の申出が、法又は連合会の会則若しくは会規に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、綱紀審査申出人にその補正を求めることができる。

2 綱紀審査会は、綱紀審査申出人が前項の補正をしないとき又はその手続の違反が補正できないものであるときは、綱紀審査の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(綱紀審査申出事案の審査期間)

第二十四条 綱紀審査会は、綱紀審査申出事案の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事

- 12 -

情があるときは、この限りでない。

(審査方法)

第二十五条 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、綱紀審査申出人、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士及び弁護士法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

3 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、原弁護士会の綱紀委員会又は連合会の綱紀委員会に必要な調査を囑託することができる。

(対象弁護士等の意見の提出)

第二十六条 対象弁護士等は、書面により、綱紀審査に係る事案につき意見を提出することができる。ただし、綱紀審査会がその期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(記録の閲覧等)

第二十七条 対象弁護士等及び代理人は、綱紀審査会の審査に関し提出された書類を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示

に従わなければならない。

2 綱紀審査会は、相当と認めるときは、綱紀審査申出人についても前項の規定の例により閲覧又は謄写を許すことができる。

(議決及び報告)

第二十八条 綱紀審査会は、審査を終了したときは、速やかに、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるか否かについて議決をしなければならない。この場合において、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかったときは、その旨の議決をしなければならない。

2 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をしなければならない。

3 綱紀審査会は、対象弁護士が死亡したとき又は弁護士でなくなったときは、審査を終了する旨の議決をしなければならない。

4 綱紀審査会は、前三項に規定する議決をしたときは、議決の結果及びその理由を記載した議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

5 前項の議決書には、委員長が署名押印する。

(綱紀審査の申出の取下げ)

第二十九条 綱紀審査申出人は、連合会が綱紀審査の申出につき次条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面でしなければならない。

3 綱紀審査会は、第一項の規定による綱紀審査の申出の取下げがあつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 綱紀審査会は、前項に規定する議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を、連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の場合においては、対象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象弁護士等に対する前項の通知は、第十条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の決定等)

第三十条 連合会は、綱紀審査会が、第二十八条第一項に規定する場合において、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決

定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

2 連合会は、綱紀審査会が第二十八条第一項の規定により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかつた旨の議決をしたときは、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

3 連合会は、綱紀審査会が第二十八条第二項の規定により綱紀審査の申出を不適法として却下する旨の議決をしたときは、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

4 連合会は、綱紀審査会が第二十八条第三項の規定により審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手續を終了する。

(連合会の決定等の通知)

第三十一条 連合会は、前条第一項に規定する場合において、原弁護士会に事案を送付したときは、速やかに、対象弁護士等及び綱紀審査申出人に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、前条第二項又は第三項に規定する決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等、綱紀審査申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知



しなければならない。

3 連合会は、綱紀審査会が第二十八条第三項に規定する議決をしたときは、速やかに、綱紀審査申出人及び原弁護士会並びに対象弁護士が弁護士でなくなった場合にあつては対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 対象弁護士等及び綱紀審査申出人に対する前三項の通知は、第十条に規定する文書の送達によつて行う。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一日会規第七九号

弁護士法及び商業登記法の改正、綜合法律  
支援法の制定並びに法律事務所等の名称等  
に関する規程等の制定等に伴う会規（外国  
特別会員関係を除く。）の整備に関する規  
程 第一四条、第一七条改正）

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日改正）

第十七条の二（新設）の改正規定は、平成二十年五月三十日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日会規第九一号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会  
規（外国特別会員関係を除く。）の整備に  
関する規程 第一四条、第一七条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範  
囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二  
年一二月一日から施行）